

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	緊急経済対策事業(市民生活応援商品券)	①物価高騰の影響を受ける市民生活において、食料品を含む消費の負担軽減を図ることを目的とする。 ②商品券事業実行委員会負担金(商品券配付の経費及び当該事業実施に係る委託費、事務費等) ③商品券配付経費:47,800人×10,000円=478,000千円、委託費事務費等:36,000千円 合計514,000千円 うち県補助48,406千円、一般財源38,761千円 ④商品券配付対象者:市民、商品券事業加盟店:市内事業者	R8.1	R8.4以降
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	小学校学校給食費支援事業	①小学校の学校給食における、物価高騰による給食食材費高騰の影響を軽減し、保護者負担を増加させずに給食の質を維持する。 ②学校給食センターの賄材料費のかかり増し経費(R7.4月～R8.3月購入分)(中学校、教職員等分除く) ③年間食数230,000食×93円(1食当たり)=21,390千円 うち一般財源95千円 ④学校給食センター、保護者	R7.4	R8.3
3	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	果樹王国園芸産地活性化事業(物価高騰対策)	①県と協調して、物価高騰等の影響で更新が進まないスピードスプレー更新を支援し、果樹産地の維持を図る。 ②対象事業者への給付金 ③購入費7,500千円×20台×1/3=50,000千円 うち県補助33,333千円、一般財源3,667千円 ④3戸以上の農業者団体及び農業法人が行うスピードスプレーの更新	R8.1	R8.4以降
4	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農業振興事業(農業用加温施設等緊急支援金)	①県と協調して施設園芸における燃油価格高騰対策を支援し、果樹産地を維持する。 ②対象事業者への給付金 ③R7.10月～R8.3月使用分燃料費893,750円×補助単価32円×県補助率1/2×市補助率3/4=10,725千円 うち一般財源2,225千円 ④市内の農業者団体及び農業法人等で加温施設による園芸を行う者	R8.1	R8.4以降
5	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農業振興事業(啓翁桜振興・価格高騰対策緊急支援金)	①啓翁桜出荷に不可欠な促成・温湯処理に係る光熱費の高騰分の一部を支援し、産地維持を図る。 ②対象事業者への給付金 ③平年比影響額(R6.12～R7.3の燃料費(電気料金、重油・灯油代金)2,500千円×1/2)×補助率4/5=1,000千円 うち一般財源200千円 ④市内で啓翁桜を生産する農業者団体、農業法人等	R8.1	R8.4以降
6	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	畜産振興事業(飼料価格高騰対策緊急支援金)	①県と協調し、飼料価格高騰分の一部を支援することで、畜産経営の維持を図る。 ②対象事業者への給付金 ③R7.6月～R8.3月に購入した飼料(40,064t)×補助単価(1,750円上限/t)×補助率1/4=17,528千円 うち一般財源3,528千円 ④市内の畜産農家で配合飼料価格安定制度契約者等	R8.1	R8.4以降
7	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農地事業(農業水利施設電気料金高騰支援事業費補助金)	①農業水利施設に係る電気料金高騰に伴う土地改良区等の負担軽減を図る。 ②市内受益地に用水する揚水機場の電気料金の増額分(R3.4月～9月とR7.4月～9月の差額分) ③対象期間の電気料金の差額の1/2 (2,200千円×1/2)+(5,000千円×1/2)=3,600千円 うち一般財源800千円 ④市内に受益地を有する土地改良区	R8.1	R8.4以降
8	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	緊急経済対策事業(日本酒原料米価格高騰対策支援金)	①日本酒原料米の価格高騰の影響により、厳しい経営を強いられている市内酒蔵の経営安定化を図ることを目的に支援金を交付する。 ②県産酒造好適米(4銘柄)の購入価格の高騰分 ③(県産酒造好適米の値上がり額×購入俵数)×1/6 (10,870円×300俵+10,780円×640俵+10,660円×410俵+10,140円×40俵)×1/6=2,490千円 うち一般財源590千円 ④市内日本酒製造事業者	R8.1	R8.4以降
9	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高齢者施設等価格高騰対策支援事業	①食料費等の物価高騰の影響を軽減し、安心して質の高いサービスの安定的な提供を図るため、対象施設運営者に対し支援を行う。 ②対象施設への支援金及び事務費 ③区分1(施設系・居住系) 定員1人あたり5千円(入所定員が29人以下の場合は一律150千円) 定員30人以上の施設 2,950千円、29人以下の施設 150千円×5=750千円 区分2(短期入所系、複合系、有料・サ高住) 1事業所あたり一律100千円 100千円×11=1,100千円 支援金総額4,800千円 事務費200千円(人件費160千円、需用費40千円) 合計5,000千円 うち一般財源1,000千円 ④介護サービス事業所等	R8.1	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
10	①食料品の物価高騰に対する特別加算	住民税非課税世帯等食料品購入費助成事業	①物価高騰の影響が長期化する中、家計への影響が大きい低所得者世帯の負担を軽減することを目的に、住民税非課税世帯(対象世帯)へお米券を配付し支援する。 ②対象世帯分のお米券購入費及び事務費 ③お米券一人あたり3,500円×5,000人=17,500千円 事務費(人件費、需用費、賃借料等)3,777千円 合計21,277千円 うち一般財源4,277千円 ④住民税非課税世帯等	R8.1	R8.4以降
11	①食料品の物価高騰に対する特別加算	中学校学校給食費無償化事業(物価高騰対策)	①中学校の学校給食における、物価高騰による給食食材費高騰の影響を軽減し、保護者負担を増加させずに給食の質を維持する。 ②学校給食センターの賄材料費のかかり増し経費(R7.4月～R8.3月購入分)(小学校、教職員等分除く) ③年間食数235,000食×111円(1食当たり)=26,085千円 うち一般財源5,285千円 ④学校給食センター、保護者	R7.4	R8.4以降
12	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	林業振興事業(きのこ栽培燃油価格等高騰対策支援事業補助金)	①原油価格・物価高騰の影響を受けているきのこ生産者の経営の安定を図る。 ②対象事業者への給付金 ③R6年次(R6.1～6.12)の年間きのこ生産量約90,000kg×R7.12月とR3.12月を比較した年間きのこ生産量当たりの光熱費上昇分の1/4相当額3.0円/kg÷270千円 うち一般財源70千円 ④市内で生産を行う、令和6年次の栽培きのこの生産量が20t以上のきのこ生産者	R8.1	R8.4以降
13	①食料品の物価高騰に対する特別加算	小学校学校給食費支援事業(物価高騰対策)	①小学校の学校給食における、物価高騰による給食食材費高騰の影響を軽減し、保護者負担を増加させずに給食の質を維持する。 ②学校給食センターの賄材料費のかかり増し経費(R7.4月～R8.3月購入分)(中学校、教職員等分除く) ③年間食数270,000食×93円(1食当たり)=25,110千円 うち一般財源5,110千円 ④学校給食センター、保護者	R7.4	R8.4以降